

2018年5月8日

各位

会社名 日興アセットマネジメント株式会社  
(管理会社コード：13084)  
代表者名 代表取締役社長 柴田拓美  
問い合わせ先 E T F 開発部 今井幸英  
(TEL. 03-6447-6581)

## (変更) 「上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCIエマージング)」 重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせの一部変更について

当社設定の「上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCIエマージング)」(以下、当E T Fといたします。)(証券コード：1681)につきまして、2018年4月23日に開示いたしました「『上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCIエマージング)』重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ」に記載の内容を、下記の通り変更いたします。

### 1. 変更理由

弊社では、当E T Fにおいて、トラッキング・エラーへの影響を改めて精査した結果、既存投資対象ファンドを削除する約款変更実施日を2018年9月26日から2019年4月20日まで約7ヵ月延ばすことといたしました。

この措置は、投資対象ファンド入替時におけるコスト負担を平準化させるため、投資対象ファンドの入替期間を当初の予定よりも約7ヵ月長くすることにより、既存受益者への影響を極小化させることを意図したものです。

### 2. 変更箇所

当該変更箇所は、以下において            で示しております。

#### 《2018年4月23日開示分》

##### 【約款変更(予定)に関する日程】

◎書面決議の対象受益者の確定基準日	: 2018年5月14日(月)
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 2018年6月29日(金)
◎書面決議日	: 2018年7月5日(木)
◎買取請求期間開始日(予定)	: 2018年7月6日(金)
◎買取請求期間終了日(予定)	: 2018年7月25日(水)
◎約款変更実施日(予定)	
新規投資対象ファンドを追加する約款変更	: 2018年7月30日(月)
既存投資対象ファンドを削除する約款変更	: <span style="background-color: #cccccc;">2018年9月26日(水)</span>

#### 《本日開示分》

##### 【約款変更(予定)に関する日程】

◎書面決議の対象受益者の確定基準日	: 2018年5月14日(月)
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 2018年6月29日(金)
◎書面決議日	: 2018年7月5日(木)
◎買取請求期間開始日(予定)	: 2018年7月6日(金)
◎買取請求期間終了日(予定)	: 2018年7月25日(水)
◎約款変更実施日(予定)	
新規投資対象ファンドを追加する約款変更	: 2018年7月30日(月)
既存投資対象ファンドを削除する約款変更	: <span style="background-color: #cccccc;">2019年4月20日(土)</span>

日興アセットマネジメント株式会社

〒107-6242 東京都港区赤坂9丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

www.nikkoam.com

## 《2018年4月23日開示分》

### 1. 約款変更(予定)の内容および理由

＜議案：投資対象ファンドの入替＞

当ETFについて、株価指数先物取引を活用した運用から現物株式による運用へ実質的に変更することで、つみたてNISAの対象商品に係る登録要件に適合させるため、投資対象とする投資信託証券(以下、投資対象ファンドといいます。)を現物株式による運用を行なうファンドへ入れ替えるべく、信託約款の一部に所要の変更を行なう予定です。

- ① 2018年7月30日付で、新規投資対象ファンドである「インデックスファンド新興国株式(適格機関投資家向け)」を追加いたします。  
⇒上記の約款変更後、順次、投資対象ファンドの入替を行ないます。
- ② 2018年9月26日付で、既存投資対象ファンドである「海外新興国株式インデックスファンド(適格機関投資家向け)」を削除いたします。

#### ◎投資対象ファンドの変更内容

【変更後①】2018年7月30日以降 ＜投資対象ファンド入替期間＞

追加型証券投資信託	インデックスファンド新興国株式(適格機関投資家向け)	受益証券
追加型証券投資信託	海外新興国株式インデックスファンド(適格機関投資家向け)	受益証券
証券投資信託	マネー・アカウント・マザーファンド	受益証券

【変更後②】2018年9月26日以降 ＜投資対象ファンド入替完了後＞

追加型証券投資信託	インデックスファンド新興国株式(適格機関投資家向け)	受益証券
証券投資信託	マネー・アカウント・マザーファンド	受益証券

## 《本日開示分》

### 1. 約款変更(予定)の内容および理由

＜議案：投資対象ファンドの入替＞

当ETFについて、株価指数先物取引を活用した運用から現物株式による運用へ実質的に変更することで、つみたてNISAの対象商品に係る登録要件に適合させるため、投資対象とする投資信託証券(以下、投資対象ファンドといいます。)を現物株式による運用を行なうファンドへ入れ替えるべく、信託約款の一部に所要の変更を行なう予定です。

- ① 2018年7月30日付で、新規投資対象ファンドである「インデックスファンド新興国株式(適格機関投資家向け)」を追加いたします。  
⇒上記の約款変更後、順次、投資対象ファンドの入替を行ないます。
- ② 2019年4月20日付で、既存投資対象ファンドである「海外新興国株式インデックスファンド(適格機関投資家向け)」を削除いたします。

#### ◎投資対象ファンドの変更内容

【変更後①】2018年7月30日以降 ＜投資対象ファンド入替期間＞

追加型証券投資信託	インデックスファンド新興国株式(適格機関投資家向け)	受益証券
追加型証券投資信託	海外新興国株式インデックスファンド(適格機関投資家向け)	受益証券
証券投資信託	マネー・アカウント・マザーファンド	受益証券

【変更後②】2019年4月20日以降 ＜投資対象ファンド入替完了後＞

追加型証券投資信託	インデックスファンド新興国株式(適格機関投資家向け)	受益証券
証券投資信託	マネー・アカウント・マザーファンド	受益証券

《2018年4月23日開示分》

4. 約款変更の日程および手続き

日程	手続き内容
2018年5月14日（月）	<書面決議基準日> 当該基準日現在の受益者名簿上の受益者をもって、書面決議における議決権を行使できる受益者といたします。
（中 略）	
2018年9月26日（水）	<既存投資対象ファンドを削除する約款変更実施日（予定）> 書面決議にて可決された場合、既存投資対象ファンドを削除する信託約款の変更が実施されます。

《本日開示分》

4. 約款変更の日程および手続き

日程	手続き内容
2018年5月14日（月）	<書面決議基準日> 当該基準日現在の受益者名簿上の受益者をもって、書面決議における議決権を行使できる受益者といたします。
（中 略）	
2019年4月20日（土）	<既存投資対象ファンドを削除する約款変更実施日（予定）> 書面決議にて可決された場合、既存投資対象ファンドを削除する信託約款の変更が実施されます。

＜2018年4月23日開示分＞

## 5. 約款の新旧対照表（案）

＜2018年7月30日変更実施分＞

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCIエマージング） 約款 付表

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」	(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」
(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 <u>追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券</u> 追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券	(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券
(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券	(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

＜2018年9月26日変更実施分＞

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCIエマージング） 約款 付表

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」	(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」
(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券	(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券 <u>追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券</u>
(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券	(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

《本日開示分》

5. 約款の新旧対照表（案）

＜2018年7月30日変更実施分＞

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCIエマージング） 約款 付表

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」	(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」
(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。  追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券 追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券	(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。  追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券
(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。  証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券	(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。  証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

＜2019年4月20日変更実施分＞

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCIエマージング） 約款 付表

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」	(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」
(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。  追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券	(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。  追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券 追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券
(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。  証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券	(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。  証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

以上